2024年(令和6年)の年末調整について

2024年12月1日

1. バックアップコピー

バージョンアップ前と年末調整完了後にバックアップコピーを必ず実行してください。【重要】 給与のバックアップコピーは、データだけでなく実行プログラムも同時に保存されます。

2. 年末調整前のバージョンアップ

給与ソフトを起動して、下記のボタンをクリックして、バージョンアップをしてください。

HPを開く バージョンアップ リモートメンテナンス

【重要】最新更新日 2024年12月1日以降の更新日になります。

改善事項が毎年ありますので、HPの最新情報を必ず見てください。

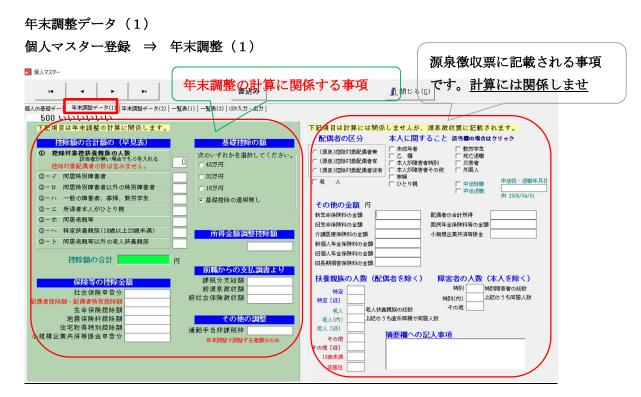
3. 年末調整のデータ入力

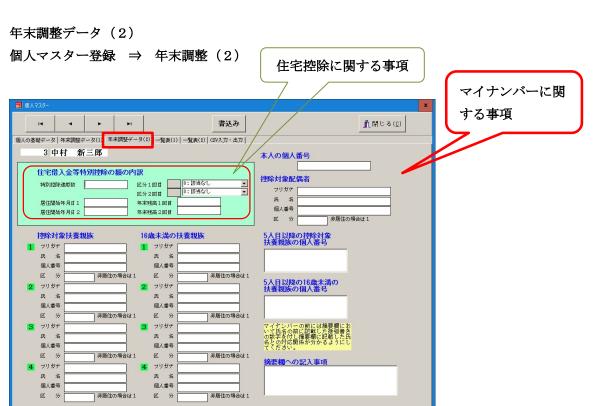
- ▶ 国税庁 HP の「令和6年分 年末調整のしかた」に基づいて、個人マスターの中にある「年末調整 のデータ」を入力してください。(詳細説明は、3~5ページ以降を見てください。)
- ▶ 個人マスターの中にある「年末調整定額減税のデータ」を入力してください。
- ▶ 昨年度のデータが残っている場合は、変更や消し忘れ等がないよう気を付けてください。特に「前職からの支払調書より」欄について気を付けてください。
- ▶ 基礎控除の額 の選択を必ず確認してください。
- ▶ 通勤手当の非課税金額の調整が必要な場合は、調整する金額を入れてください。 これは毎月の非課税額が間違っていた場合の訂正用です。
- ▶ 年末調整に係る必要なデータは次ページの画面を見てください。 年末調整データ(1) 年末調整の計算データ及び源泉徴収票への記載事項 年末調整データ(2) 個人番号に係る記載事項

4. 年末調整の定額減税設定

別紙の「2024年(令和6年)の年末調整定額減税について」を参照 して設定してください。

5. 年末調整に必要なデータ入力の画面





6. 年末調整及び源泉徴収票に係るデータ入力(1)

「令和6年分年末調整のしかた」を見ながら必要な項目に入力してください。

控除額合計・・・人数を入れると、控除額の合計欄に合計金額が表示されます。

控除額の合計額の(早見表)	
① 控除対象控扶養親族の人数 該当者が無い場合でも0を入れる 控除対象配偶者の数は含みません。	0
②-イ 同居特別障害者	
②-ロ 同居特別障害者以外の特別障害者	
②-ハ 一般の障害者、寡婦、勤労学生	
②一二 所得者本人がひとり親	
②-ホ 同居老親等	
②-~ 特定扶養親族(19歳以上23歳未満)	
②-ト 同居老親等以外の老人扶養親族	
控除額の合計	円

「〇〇年分年末調整のしかた」の最終ページに記載されている事項を参考に**人数**を入れてください。

- ①には控除対象扶養親族の総数を入力してください。
- ②イ~トには①の親族について当てはまる項目に数を入力してください。
- 例)特定扶養親族が1人いる場合

保険等の控除金額

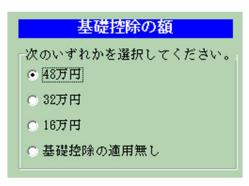
職員から提出される「給与所得者の保険料控除申告書」及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて金額を入力してください。

保険等の控除金	額	
社会保険申告分		円
配偶者控除額・配偶者特別控除額		1 7
生命保険控除額		
地震保険料控除額		
住宅取得特別控除		
小規模企業共済等掛金申告分		

- ▶ 社会保険申告分は、"社会保険料控除額"に記載された金額で、給与や賞与などで天引きされる保険料ではありません。
- ➤ 配偶者控除額·配偶者特別控除額は、"配偶者控除の額"または"配偶者特別控除の額"に記入された 金額です。
- > 生命保険料控除額は、"生命保険料控除額計 (イ+ロ+ハ)"に記載された金額です。
- ▶ 地震保険料控除額は、"地震保険料控除額"に記載された金額です。
- ▶ 住宅取得告別控除は、"住宅借入金等特別控除申告書"に基づいて計算された金額です。 詳しくは、「○○年分年末調整のしかた」に記載されています

基礎控除の額

▶ 「給与所得者の基礎控除申告書」を見て選んでください。



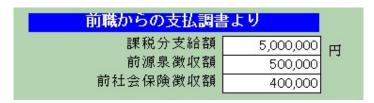
所得金額調整

▶ 「所得金額調整控除申告書」を見て入力してください。



前職からの支払調書

- ▶ 前の会社から提出された退職者の源泉徴収票または、支払調書に基づいて、下記の三項目について金額を入力してください。
- ▶ なお、この金額は、新年度になっても自動では消去されませんので、前年度の金額が残っている場合は、必ず削除してください。
- ▶ 2024年の前源泉徴収額は月次定額減税後の源泉徴収額を入力してください。



その他の調整

➤ これは毎月の非課税額が間違っていた場合の訂正用です。 調整の必要がない場合は、空白にしてください。



7. 源泉徴収票に記載される事項

- ▶ この記載事項は、年末調整の計算には影響されません。
- ▶ 職員から提出される「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に基づいて記入してください。
- ▶ 記入方法は、「給与所得の源泉徴収票などの法定調書の作成と提出の手引」に記載されています。

配偶者の区分、本人に関すること

下記項目は計算には関係 配偶者の区分	<mark>しませんが、源泉徴</mark> 本人に関する こと		The Francisco
○ (源泉)控除対象配偶者無 ○ (源泉)控除対象配偶者有 ○ (源泉)控除対象配偶者従有	□ 未成年者□ 乙 欄□ 本人が障害者特別□ 本人が障害者その他	□ 勤労学生□ 死亡退職□ 災害者□ 外国人	
□ 老 人	「 察婦 「 ひとり親	──★ □ 中途就職 □ 中途退職	中途就・退職年月日 2020/05/20 例 2005/04/01

- ▶ 中途での就職及び退職は、年月日を必ず記入してください。 なお、中途で就職して中途で退職した場合は、退職年月日を記入してください。
- ▶ 年月日は西暦年月日を例のような形式で入力してください。

その他の金額

職員から提出される「給与所得者の保険料控除申告書」及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて金額を入力してください。

その他の金額 円	
新生命保険料の金額	配偶者の合計所得
旧生命保険料の金額	国民年金保険料等の金額
介護医療保険料の金額	小規模企業共済等掛金
新個人年金保険料の金額	
旧個人年金保険料の金額	
旧長期損害保険料の金額	

- ➤ 新・旧生命保険料の金額は、"生命保険料控除"の A 及び B の金額です。
- ▶ 介護医療保険料の金額は、上記のCの金額です。
- ➤ 新・旧個人年金保険料の金額は、上記のD及びEの金額です。
- ▶ 旧長期損害保険料の金額は、"地震保険料控除"の**②の金額**です。
- ▶ 配偶者の合計所得は、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の*2の金額です。
- ➤ 社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等の金額で、 社会保険料控除の合計(控除額)の金額です。

扶養親族の人数(配偶者を除く)、障害者の人数(本人を除く)

扶養親族の人	、数(配偶者を除く) 障害者の人数(本人を除く)
特定 特定 [従] 老人 老人(内) 老人 [従] その他 その他 [従] 18歳未満 非居住	特別 特別障害者の総数 特別(内) 上記のうち同居人数 と記のうち直系尊属で同居人数 摘要欄への記入事項

- ▶ 扶養親族の人数は、配偶者を除いた人数です。
- ▶ 障害者の人数は、本人を除いた人数です。
- ➤ "従"とは、二ヵ所以上からの給与所得がある場合、**従の給与から控除している場合の人数です。**例 えば、特定の対象人数が3で、この給与から2控除して、従の給与から1控除している場合は、特定 に2、従に1をいれてください。
- ▶ "内"とは、同居している場合です。例えば、老人が一人いて、同居している場合は、老人、老人(内) にそれぞれ1を入れます。

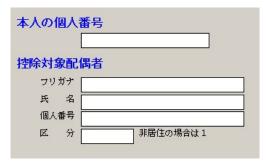
8. 住宅個人番号に係るデータ入力(2)

住宅借入金等特別控除額の内訳

住宅借入金等特別控除の額の内訳					
特別控除適用数	1	区分1回目 区分2回目	1	1:一般住宅 0:該当なし	•
居住開始年月日2	2005/06/10 例 2015/04/01	年末残高1回 年末残高2回日		35,000,000	

"〇〇年年末調整のしかた"および"住宅借入金等特別控除申告書"に基づいて記入してください。

本人及び控除対象者の個人番号



控除対象扶養親族等及び16歳未満の扶養親族



5人目以降の控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の個人番号

下記例のように個人番号の前にカッコ付きの番号を付けて、

摘要欄に番号を付けて入力	対応関係が分かるように個人番号の前に同
摘要欄への記入事項	じ番号を付ける
1)山口百恵 2)松田聖子	5人目以降の控除対象 扶養親族の個人番号
	1) 121212121212
	5人目以降の16歳未満の
	扶養親族の個人番号
	2) 292929232323
	マイナンバーの前には接車棚にお
	マイナンバーの前には摘要欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し摘要欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。
	名との対応関係が分かるようにし てください。

9. 年末調整の実行

年末調整は次の何れかの支給台帳で計算が出来ますが、通常は最後に支給される給与は 12 月の給与だと 思いますので、12 月で年末調整を行ってください。



給与台帳の画面を開くと、次のようなボタンがありますので、"年末調整"を実行してください。



- ▶ 年末調整ボタンは何度クリックしても大丈夫です。その時のデータに基づいて再計算します。
- ▶ 台帳作成後のマスター修正の画面で源泉の区分を確認してください。



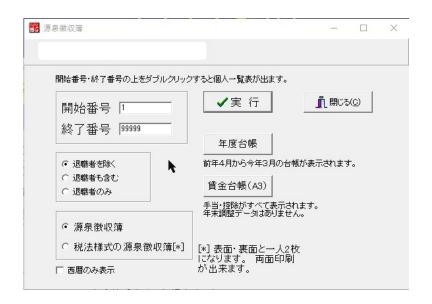
- ▶ 甲欄は年末調整をしますので、通常月の源泉税は計算しません。
- ▶ 乙欄は年末調整は行いませんので、通常の源泉税が計算します。
- ▶ "自動計算をしない"は、年末調整も通常月の源泉税も計算しません。
- ▶ "全額非課税"は、課税対象額が0円になります。

10. 源泉徴収簿、源泉徴収票などの印刷

次のボタンを押してください。

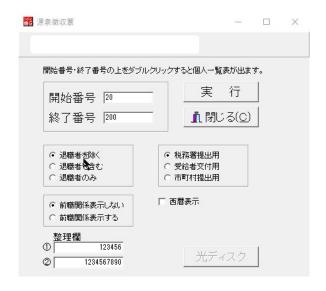


11. 源泉徴収簿





12. 源泉徴収票の印刷



開始番号 [1 終了番号 [5	印刷の開始番号と終了番号を指定します。 すべての場合は、0~999999
○ 退職者を除く○ 退職者も含む○ 退職者のみ	退職者の扱いです。
○ 前職関係表示しない ○ 前職関係表示する	前職関係の表示の選択です。
整理欄 ①	必要に応じて活用してください。
○ 税務署提出用○ 受給者交付用○ 市町村提出用	提出先ごとに印刷します。 市町村提出用は2枚印刷してください。 印刷用紙はA5です。

13. 退職者の源泉徴収票

個人マスターで支給区分を 99 退職になっていることを確認して「退職者支払調書」ボタンより"支払調書"または"源泉徴収票"をお渡しください。

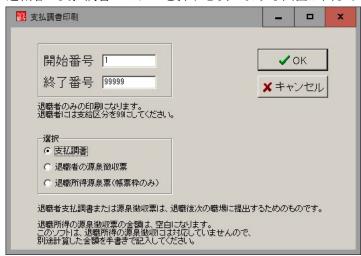
その際、賃金台帳等で金額の確認を必ずしてください。

個人マスター登録で確認

登録番号 1 ここをダブルクリックすると、職 名	
氏名 広島 花子 支給・所属区分	99 退職 🔻
フリガナ Eロシマハナコ	退職者は99とする

退職者の支払調書(退職者の源泉票など)の作成

退職者の支払調書のボタンを押すと次のような画面が出ます。



開始番号 [1 終了番号 [99999	印刷の開始番号と終了番号を指定します。 すべての場合は、0~999999 この範囲で退職者のみ出力されます。
選択	必要な用紙を選択してください。

14. 年末調整にかかわる Q&A

① 年末調整を"冬季手当"行なっていたが、"12月給与"に変更したい場合は? "当期手当"の画面で、通常の"計算"ボタンを押してください。これで、年末調整は解消され て、通常の支給計算になります。

そののちに、"12月給与"の画面に切り替えて、"年末調整"のボタンを押してください。 以上の操作で、"12月給与"での年末調整になります。

② 年末調整をした給与では、通常の源泉税が行われないのはなぜ?

手作業で年末調整をされる場合は、通常の源泉税を徴収したのち、1年間の給与の課税支給額や源泉税の徴収額からあらためで年末調整をされることが多いと思われます。

一方、"給与ソフト"で年末調整を行う場合は、年末調整を行う月は、通常の源泉税は差し引かないで、その時点で年末調整を行うほうが、合理的であるので、このようにされているソフトが多いと思います。 "らくらく給与"では、後者の方法で行っています。

③ 毎月の給与では源泉徴収を行っているが、年末調整は行いたくない場合は?

通常の場合は、"乙蘭"適用で運用されていると思いますので、この場合は、源泉徴収はするが、 年末調整は行われませんので、特に何もする必要はありません。

ところが、通常の源泉徴収は"甲蘭"適用で行っていたが、何かの理由で年末調整は行いたくない 場合もあります。

その場合は、最初に "計算"ボタンを押して、通常月の源泉税の計算を行ってください。次に、 "台帳作成後のマスタ修正"に画面を切り替えて、該当者の"源泉区分"のフラグを0に変えてく ださい。そののちに、"年末調整"のボタンを押して実行すると、該当者のみ年末調整から除外さ れます。

④ 通勤手当の非課税金額を間違っていた場合の調整は?

毎月の非課税金額の間違いに気づくことは、よくあります。その場合、さかのぼって支給台帳を訂正するのは大変な作業になります。 "らくらく給与"では、

個人登録 ⇒ 年末調整データ(1) の中に、"通勤手当の非課税額"の調整が出来る入力項目がありますので、修正したい金額をプラスまたはマイナスの金額をいれてください。

小規模企業共済等掛金の入力方法 2022年12月17日

【「個人マスター」の「年末調整データ(1)」】へ入力してください

左側と右側は違う金額になりますことにご注意ください。

画面左側	【入力する金額】
申告分として税額控除されます。	○ 個人が支払った掛金(※1)
保険等の控除金額 社会保険申告分 配偶者控除額・配偶者特別控除額 生命保険控除額 120,000 地震保険料控除額 18,602 住宅取得特別控除額 10,000	○ 給与から社会保険料に含めない形で控除 している掛金(※2)
画面右側	【入力する金額】
年末調整の計算には関係しません。	○ 給与で 社会保険料として控除 している掛
配偶者の合計所得 国民年全保険料等の金額	金(※3) 【入力しない金額】
小規模企業共済等掛金 8,000	■ 個人が支払った掛金(※4)
	■ 給与から社会保険料に含めない形で控除
	している掛金

【補足】

- ▶ (※1)個人で支払った iDECO 等小規模企業共済は税額控除の対象になりますので、申告により「年末調整データ(1)」の左側蘭 小規模企業共済等掛金申告分 に記載してください。
- ▶ (※2)毎月の給与で、小規模企業共済等掛金を社会保険料に含めない形で控除している 掛金は、左側の小規模企業共済等掛金申告分に記入して、右側欄には記入しません。
- ▶ (※3)毎月の給与で、小規模企業共済等掛金を社会保険料に含める形で控除している掛金は右側欄のみに記入してください。 (この金額はすでに税額控除となっています。)
- ▶ (※4)個人が支払った掛金は右側欄には記入しませんのでご注意ください。